

令和4年3月11日

中山間地域・離島振興特別委員会資料

報告事項

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 令和2年国勢調査結果に基づく過疎地域の変更について | 1 |
| 2 | 令和2年国勢調査結果に基づく中山間地域の区域指定について | 3 |
| 3 | 「島根県過疎地域持続的発展計画」について | 5 |
| 4 | 「島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」について | 8 |
| 5 | 令和4年度末に期限を迎える離島振興法について | 14 |
| 6 | 生活交通ネットワーク総合支援事業の見直しについて | 15 |

【別冊】

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 別冊資料1 | 島根県過疎地域持続的発展計画（案） |
| 別冊資料2 | 島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（案） |

地域振興部

令和 2 年国勢調査結果に基づく過疎地域の変更について

1. 変更のある市町村

安来市 みなし過疎→全部過疎

(参考：過疎法の規定) ※人口要件と財政力要件を満たす場合に、全部過疎として指定

要件	基準値	安来市の状況
人口要件 (S55→R2 の人口減少率)	▲25%以上減少	▲25%
財政力要件 (直近 3 ヶ年)	0.40 以下	0.37

【根拠法】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第 43 条

【変更の時期】 令和 4 年 4 月 1 日 公示予定

2. 当該変更に伴う影響

(1) 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却 (法第 23 条)

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象とする事業用設備等に係る減価償却の特例

【国税 (所得税、法人税)】

(2) 過疎地域における地方税の減収補填措置 (法第 24 条)

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に対する地方税を条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合の減収補填措置 (75%を普通交付税措置)

【県税 (不動産取得税)、市町村税 (事業税、固定資産税)】

3. (参考) 全国の過疎関係市町村数の推移

区分	時期	全部過疎	みなし過疎	一部過疎	合計
旧法による過疎地域	R3. 3. 31 時点	647	25	145	817
新法による過疎地域	R3. 4. 1 時点	650	21	149	820
	R4. 4. 1 予定	713	14	158	885
	増減	63	▲7	9	65

令和2年国勢調査結果を反映した過疎地域の要件

人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たすこと

種類	指標	基準値	追加公示 (R2国勢調査)	【参考】R3.4公示 (H27国勢調査)
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上の団体を除く	人口減少率 (長期:40年間) 財政力指数が全町村平均以下 の場合	人口減少団体平均	30%以上減少 (S55→R2)	28%以上減少 (S50→H27)
		人口減少団体平均から 5ポイント控除した率	(財政力指数が ≥ 0.40 以下の場合) 25%以上減少 (S55→R2)	(財政力指数が ≥ 0.40 以下の場合) 23%以上減少 (S50→H27)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場 合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上の団体 を除く	高齢者比率 (65歳以上)	人口減少団体平均	38%以上	35%以上
	若年者比率 (15歳以上 30歳未満)	人口減少団体平均	11%以下	11%以下
	人口減少率 (長期:40年間)	人口減少団体平均から 5ポイント控除した率	25%以上減少 (S55→R2)	23%以上減少 (S50→H27)
人口要件(中期)	人口減少率 (中期:25年間)	人口減少団体平均	23%以上減少 (H7→R2)	21%以上減少 (H2→H27)
財政力要件 ・公営競技収益40億円超の団体を除く	財政力指数 (直近3力年平均)	全市町村平均	0.51以下 (H30~R2)	0.51以下 (H29~R元)

※ 現行の過疎法制定前(平成11年4月以降)の市町村合併前の旧市町村の区域単位で上記の人口要件のいずれかを満たし、かつ、現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす場合には、その旧市町村の区域が過疎地域となる(一部過疎)。

※ 旧過疎法で全部過疎又はみなし過疎であった市町村について、一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上を占める等の要件を満たし、かつ財政力指数が ≥ 0.51 以下の場合には、市町村全体が過疎地域とみなされた(みなし過疎)。なお、令和2年国勢調査結果を踏まえた追加公示においては、みなし過疎の追加は行わない。

令和2年国勢調査結果に基づく中山間地域の区域指定について

1. 中山間地域活性化基本条例施行規則に定める中山間地域の定義

(次のいずれかを満たす地域)

- 要件1 過疎法で規定される過疎地域（全部過疎地域）及び一部過疎地域
- 要件2 特定農山村法で規定される特定農山村地域
- 要件3 辺地法で規定される辺地
- 要件4 上記に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域

2. 要件1に基づく中山間地域の指定

- ・安来市（全部過疎） ※過疎法第43条の規定に基づく

3. 要件2、3に基づく中山間地域の指定

- ・指定に変更なし

4. 要件4に伴う中山間地域の指定

① 中山間地域活性化基本条例施行規則に定める「別に定める区域」の概要

○規則第2条第2項

第1項に定める区域（過疎地域、特定農山村地域、辺地）のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。

[考え方（要件）]

- (1) 準ずる地域の指定は旧市区町村（S25.2.1時点）単位
- (2) 過疎地域に準ずる地域*又は特定農山村地域に準ずる地域
(ただし、D I D（国勢調査の人口集中地区）を含む旧市町村は除く。)

*高齢者比率又は若年者比率が、過疎地域と特定農山村地域全体の平均以上又は平均以下の旧市町村

② R2国勢調査結果に基づく指定 ※別紙地図のとおり

[新たに要件に合致することとなった地域]

- 忌部村、来待村（松江市）
- 東村、遙堪村（出雲市）

「島根県過疎地域持続的発展計画」について (11月議会以降の修正箇所)

1. パブリックコメントの実施状況

- 令和3年12月27日から令和4年1月31日にかけてパブリックコメントを実施したが、計画の素案に寄せられた意見はなかった。

2. 11月議会以降の修正箇所

- 11月議会での指摘を踏まえて、以下のとおり修正を行っている。

※修正箇所は青字で表記

No	修正項目	ご意見・対応	修正後の記載	該当頁
1	2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進	<p>(ご意見)</p> <p>Uターン・Iターン施策については、ふるさと島根定住推進事業としてまとめて記載されているが、目標は分かれている。分けて記載をするべきではないか。</p> <p>(対応)</p> <p>本文中において、記載することで明確にした。</p>	<p>(本文)【文言追記】</p> <p>こうした流れの中、Uターンの促進については、県外にいる出身者に県内の仕事や企業の魅力などの情報発信等を通じて就職を支援するとともに、Iターンの促進については、島根の豊かな暮らしのPRや農山漁村での産業体験、職業や住居のあっせんなどにより、着実なUターン・Iターン希望者の受入に取り組む。</p>	3
2	2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進	<p>(ご意見)</p> <p>空き家対策やそれに類する記載等を盛り込むべきではないか。</p> <p>(対応)</p> <p>空き家の改修・活用に係る記載、事業及び目標について追加。</p>	<p>(本文)【文言追記】</p> <p>移住・定住者向けの住まいについては、市町村と連携し良質な住宅の新築や空き家の改修・活用などを進めることで、多様なニーズに対応した住宅を確保し定住につなげる。</p> <p>(事業)【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> しまね定住推進住宅整備支援事業 中山間地域総合対策推進事業(中山間地域空き家対策モデルの推進) <p>(目標)【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> しまね定住推進住宅整備支援事業により新築又は空き家改修した住宅への入居者数【当該年度4月～3月】 地域の多様な主体が連携して流通・活用した空き家数【当該年度4月～3月】 	3 5 6

No	修正項目	ご意見・対応	修正後の記載	該当頁
3	3. 産業の振興	<p>(ご意見)</p> <p>農林水産省で、新規就農の新たな事業を始める報道があるが、反映する必要があるのではないか。</p> <p>(対応)</p> <p>該当の事業について、島根県においても実施をすることとしたため、事業概要を修正した。</p>	<p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業次世代人材投資事業 <p>(事業概要)</p> <p>就農準備のための研修と就農後の早期の経営確立、定着を図るため資金を交付</p> <p>【就農準備】</p> <p>交付額:最大 150 万円/年(最長 2 年間)</p> <p>【経営開始】</p> <p>交付額:最大 150 万円/年(最長 5 年間)</p> <p>※R4 年度から 150 万円/年を最長 3 年間交付に加え、施設・機械の整備支援(国費最大 500 万円)を追加</p>	9

- 目標について、以下のとおり項目の追加と目標値等の修正を行っている。

No	修正項目	修正後の記載								該当頁																						
1	2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進	以下の目標について、島根創生計画に合わせて上方修正。								6																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="5">目標</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">形状分類</th> </tr> <tr> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>R7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数</td> <td>244</td> <td>200</td> <td>(215) ↓ 230</td> <td>(230) ↓ 250</td> <td>(245) ↓ 265</td> <td>(260) ↓ 265</td> <td>人</td> <td>単年度値</td> </tr> </tbody> </table>									指標名	現状	目標					単位	形状分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数	244	200	(215) ↓ 230	(230) ↓ 250	(245) ↓ 265	(260) ↓ 265	人
指標名	現状	目標					単位	形状分類																								
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度																										
女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数	244	200	(215) ↓ 230	(230) ↓ 250	(245) ↓ 265	(260) ↓ 265	人	単年度値																								
2	3. 産業の振興	以下の目標について、追加。								1 2																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="5">目標</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">形状分類</th> </tr> <tr> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>R7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去 5 年間に地域商業等支援事業を活用した事業者の存続率</td> <td>93.7</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>%</td> <td>単年度値</td> </tr> </tbody> </table>									指標名	現状	目標					単位	形状分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	過去 5 年間に地域商業等支援事業を活用した事業者の存続率	93.7	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	%
指標名	現状	目標					単位	形状分類																								
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度																										
過去 5 年間に地域商業等支援事業を活用した事業者の存続率	93.7	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	%	単年度値																								

No	修正項目	修正後の記載							該当頁	
3	3. 産業の振興	以下の目標の現状値について、修正。							1 2	
		指標名	現状	目標						
				R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		単位
		自然公園の利用者数 (当該年度 12 月末時点)	8,824	14,900	26,500	37,500	47,900	58,300	千人	累計値

3. 策定スケジュール

3 月中 策定、公表 (HP 掲載)、主務大臣へ提出

「島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」について (11月議会以降の修正箇所)

1. パブリックコメントの実施状況

- 令和3年12月20日から令和4年1月21日にかけてパブリックコメントを実施したが、計画の素案に寄せられた意見はなかった。

2. 11月議会以降の修正箇所

- 時点修正や、内閣府との事前協議などにより、一部文章や字句の修正等を行っている。
- 主な修正箇所は次のとおり

※修正箇所は青字で表記

No	修正項目	修正後の記載	該当頁
1	輸送コスト支援事業の取組状況	第2章 計画の基本的方針等 (3) 前期計画の主な取組状況 ①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の実施状況 イ 輸送コスト支援事業 ・ 離島活性化交付金による輸送コストの支援に加え、平成29年4月からは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、農水産品などの移出及び製品の生産並びに移出に必要な原材料などの移入に係る輸送コストの低廉化を図っている。	5
2	観光産業緊急支援事業により発行した隠岐限定クーポン使用実績	第2章 計画の基本的方針等 (3) 前期計画の主な取組状況 ①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の実施状況 オ 新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための事業 ○観光産業緊急支援事業 ○使用実績 (精算枚数) ・ 46,840枚	7

No	修正項目	修正後の記載	該当頁																																																																																														
		<p>第3章 隠岐諸島の概況 (2) 人口の推移 ・人口は、昭和25年度の44,842人をピークに減少が続いており、令和2年度には19,122人と なり、平成25年の推計値を上回ったもののピーク時の半分以下となっている。</p> <p>人口推移 隠岐諸島人口 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="331 465 592 1637"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>S25</th> <th>S45</th> <th>H2</th> <th>H22</th> <th>H27</th> <th>R2</th> <th>R12 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島前</td> <td>16,798</td> <td>10,681</td> <td>8,403</td> <td>6,167</td> <td>5,995</td> <td>5,689</td> <td>4,803</td> </tr> <tr> <td>島後</td> <td>28,044</td> <td>20,533</td> <td>19,090</td> <td>15,521</td> <td>14,608</td> <td>13,433</td> <td>11,713</td> </tr> <tr> <td>隠岐計</td> <td>44,842</td> <td>31,214</td> <td>27,493</td> <td>21,688</td> <td>20,603</td> <td>19,122</td> <td>16,516</td> </tr> </tbody> </table> <p>S25～R12は総務省国勢調査確定値による。 R12は、国立社会保障・人口問題研究所H30年3月推計による</p>	年度	S25	S45	H2	H22	H27	R2	R12 (推計)	島前	16,798	10,681	8,403	6,167	5,995	5,689	4,803	島後	28,044	20,533	19,090	15,521	14,608	13,433	11,713	隠岐計	44,842	31,214	27,493	21,688	20,603	19,122	16,516	15																																																														
年度	S25	S45	H2	H22	H27	R2	R12 (推計)																																																																																										
島前	16,798	10,681	8,403	6,167	5,995	5,689	4,803																																																																																										
島後	28,044	20,533	19,090	15,521	14,608	13,433	11,713																																																																																										
隠岐計	44,842	31,214	27,493	21,688	20,603	19,122	16,516																																																																																										
3	隠岐諸島の人口	<p>(3) 年齢構成、高齢化率 隠岐諸島年齢構成 (単位:人口(人)、比率(%))</p> <table border="1" data-bbox="810 338 1066 1637"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">H7</th> <th colspan="2">H12</th> <th colspan="2">H17</th> <th colspan="2">H22</th> <th colspan="2">H27</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>比率</th> <th>人口</th> <th>比率</th> <th>人口</th> <th>比率</th> <th>人口</th> <th>比率</th> <th>人口</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>7,089</td> <td>27.2%</td> <td>7,668</td> <td>30.4%</td> <td>7,795</td> <td>32.9%</td> <td>7,731</td> <td>35.7%</td> <td>8,049</td> <td>39.3%</td> </tr> <tr> <td>15-64歳</td> <td>14,732</td> <td>56.5%</td> <td>14,102</td> <td>55.9%</td> <td>13,008</td> <td>54.9%</td> <td>11,550</td> <td>53.3%</td> <td>10,204</td> <td>49.8%</td> </tr> <tr> <td>0-14歳</td> <td>4,253</td> <td>16.3%</td> <td>3,460</td> <td>13.7%</td> <td>2,891</td> <td>12.2%</td> <td>2,403</td> <td>11.1%</td> <td>2,246</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>隠岐計</td> <td>26,074</td> <td>100.0%</td> <td>25,230</td> <td>100.0%</td> <td>23,694</td> <td>100.0%</td> <td>21,684</td> <td>100.0%</td> <td>20,499</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1098 1048 1353 1637"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">R2</th> <th colspan="2">R12 (推計)</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>比率</th> <th>人口</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>8,050</td> <td>42.1%</td> <td>7,481</td> <td>45.3%</td> </tr> <tr> <td>15-64歳</td> <td>8,968</td> <td>46.9%</td> <td>7,238</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>0-14歳</td> <td>2,104</td> <td>11.0%</td> <td>1,797</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>隠岐計</td> <td>19,122</td> <td>100.0%</td> <td>16,516</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H7～R2は総務省国勢調査確定値による R12は、国立社会保障・人口問題研究所H30年3月推計による 総数に年齢不詳者を含まない</p>	年度	H7		H12		H17		H22		H27		人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率	65歳以上	7,089	27.2%	7,668	30.4%	7,795	32.9%	7,731	35.7%	8,049	39.3%	15-64歳	14,732	56.5%	14,102	55.9%	13,008	54.9%	11,550	53.3%	10,204	49.8%	0-14歳	4,253	16.3%	3,460	13.7%	2,891	12.2%	2,403	11.1%	2,246	11.0%	隠岐計	26,074	100.0%	25,230	100.0%	23,694	100.0%	21,684	100.0%	20,499	100.0%	年度	R2		R12 (推計)		人口	比率	人口	比率	65歳以上	8,050	42.1%	7,481	45.3%	15-64歳	8,968	46.9%	7,238	43.8%	0-14歳	2,104	11.0%	1,797	10.9%	隠岐計	19,122	100.0%	16,516	100.0%	16
年度	H7			H12		H17		H22		H27																																																																																							
	人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率																																																																																							
65歳以上	7,089	27.2%	7,668	30.4%	7,795	32.9%	7,731	35.7%	8,049	39.3%																																																																																							
15-64歳	14,732	56.5%	14,102	55.9%	13,008	54.9%	11,550	53.3%	10,204	49.8%																																																																																							
0-14歳	4,253	16.3%	3,460	13.7%	2,891	12.2%	2,403	11.1%	2,246	11.0%																																																																																							
隠岐計	26,074	100.0%	25,230	100.0%	23,694	100.0%	21,684	100.0%	20,499	100.0%																																																																																							
年度	R2		R12 (推計)																																																																																														
	人口	比率	人口	比率																																																																																													
65歳以上	8,050	42.1%	7,481	45.3%																																																																																													
15-64歳	8,968	46.9%	7,238	43.8%																																																																																													
0-14歳	2,104	11.0%	1,797	10.9%																																																																																													
隠岐計	19,122	100.0%	16,516	100.0%																																																																																													

No	修正項目	修正後の記載	該当頁																																																				
4	隠岐汽船の運賃体系及び近年の推移	<p>第4章 地域社会の維持に関する施策</p> <p>1 航路事業及び航空運送事業に係る運賃等の低廉化</p> <p>(1) 現状と課題 (航路の現状)</p> <p>エ 運賃体系及び推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本土～隠岐間の運賃体系及び近年の推移は、下表のとおり。 <table border="1" data-bbox="411 629 932 1608"> <thead> <tr> <th>運賃改定日</th> <th>フェリー(2等)</th> <th>超高速船</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年4月1日</td> <td>2,530円</td> <td>4,990円</td> <td>消費税5%導入</td> </tr> <tr> <td>平成18年11月1日</td> <td>2,840円</td> <td>5,600円</td> <td>島民向け復路1割引</td> </tr> <tr> <td>平成20年7月1日</td> <td>3,050円</td> <td>6,000円</td> <td>燃料油価格の高騰</td> </tr> <tr> <td>平成20年10月1日</td> <td>3,360円</td> <td>6,490円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>平成21年3月1日</td> <td>3,050円</td> <td>5,940円</td> <td>燃料油価格の下落</td> </tr> <tr> <td>平成21年8月1日</td> <td>2,840円</td> <td>5,600円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>平成23年8月1日</td> <td>3,150円</td> <td>6,000円</td> <td>燃料油価格の高騰</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日</td> <td>3,240円</td> <td>6,170円</td> <td>消費税8%導入</td> </tr> <tr> <td>平成27年11月1日</td> <td>2,920円</td> <td>5,760円</td> <td>燃料油価格の下落</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月1日</td> <td>3,240円</td> <td>6,170円</td> <td>燃料油価格の高騰</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日</td> <td>3,300円</td> <td>6,280円</td> <td>消費税10%導入</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月1日</td> <td>3,510円</td> <td>6,680円</td> <td>燃料油価格の高騰</td> </tr> </tbody> </table>	運賃改定日	フェリー(2等)	超高速船	備考	平成9年4月1日	2,530円	4,990円	消費税5%導入	平成18年11月1日	2,840円	5,600円	島民向け復路1割引	平成20年7月1日	3,050円	6,000円	燃料油価格の高騰	平成20年10月1日	3,360円	6,490円	同上	平成21年3月1日	3,050円	5,940円	燃料油価格の下落	平成21年8月1日	2,840円	5,600円	同上	平成23年8月1日	3,150円	6,000円	燃料油価格の高騰	平成26年4月1日	3,240円	6,170円	消費税8%導入	平成27年11月1日	2,920円	5,760円	燃料油価格の下落	平成31年1月1日	3,240円	6,170円	燃料油価格の高騰	令和元年10月1日	3,300円	6,280円	消費税10%導入	令和4年1月1日	3,510円	6,680円	燃料油価格の高騰	21
運賃改定日	フェリー(2等)	超高速船	備考																																																				
平成9年4月1日	2,530円	4,990円	消費税5%導入																																																				
平成18年11月1日	2,840円	5,600円	島民向け復路1割引																																																				
平成20年7月1日	3,050円	6,000円	燃料油価格の高騰																																																				
平成20年10月1日	3,360円	6,490円	同上																																																				
平成21年3月1日	3,050円	5,940円	燃料油価格の下落																																																				
平成21年8月1日	2,840円	5,600円	同上																																																				
平成23年8月1日	3,150円	6,000円	燃料油価格の高騰																																																				
平成26年4月1日	3,240円	6,170円	消費税8%導入																																																				
平成27年11月1日	2,920円	5,760円	燃料油価格の下落																																																				
平成31年1月1日	3,240円	6,170円	燃料油価格の高騰																																																				
令和元年10月1日	3,300円	6,280円	消費税10%導入																																																				
令和4年1月1日	3,510円	6,680円	燃料油価格の高騰																																																				

No	修正項目	修正後の記載	該当頁												
5	<p>隠岐汽船の通常運賃及び航路運賃低減化事業による引下げ後運賃</p>	<p>第4章 地域社会の維持に関する施策 1. 航路事業及び航空運送事業に係る運賃等の低減化 (2) 講ずる措置の基本的な内容</p> <table border="1" data-bbox="296 315 1425 1617"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 1451 491 1617">対象者</th> <th data-bbox="296 848 491 1451">航路</th> <th data-bbox="296 315 491 848">航空路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1451 572 1617">対象路線</td> <td data-bbox="491 848 572 1451">住民（特定有人国境離島地域居住者）及びこれに準ずると町村長が認める者</td> <td data-bbox="491 315 572 848">住民（特定有人国境離島地域居住者）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 1451 652 1617">引下げ限度額</td> <td data-bbox="572 848 652 1451">隠岐航路（フェリー及び超高速船） J R運賃並（超高速船は特急指定席運賃並）</td> <td data-bbox="572 315 652 848">隠岐～出雲路線 新幹線運賃並</td> </tr> <tr> <td data-bbox="652 1451 1425 1617">引下げ後運賃</td> <td data-bbox="652 848 1425 1451"> <p>【本土～隠岐間】 フェリー（2等） 現行3,510円→1,420円（引下額2,090円） 超高速船 現行6,680円→3,020円（引下額3,660円）</p> <p>【島後～島前間】 フェリー（2等） 現行1,600円→720円（引下額880円） 超高速船 現行3,050円→1,970円（引下額1,080円）</p> <p>【島前3島間（西ノ島～海士）】 フェリー（2等） 現行410円→300円（引下額110円） 超高速船 現行410円→300円（引下額110円）</p> <p>※往復券購入時は、復路10%割引（従来から隠岐汽船により往復割引が実施されており、この料金体系を維持するため、往復でJ R運賃並となるよう調整）</p> </td> <td data-bbox="652 315 1425 848"> <p>【隠岐～出雲路線】 現行10,000円（離島住民割引運賃） →5,600円 （引下額4,400円）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	航路	航空路	対象路線	住民（特定有人国境離島地域居住者）及びこれに準ずると町村長が認める者	住民（特定有人国境離島地域居住者）	引下げ限度額	隠岐航路（フェリー及び超高速船） J R運賃並（超高速船は特急指定席運賃並）	隠岐～出雲路線 新幹線運賃並	引下げ後運賃	<p>【本土～隠岐間】 フェリー（2等） 現行3,510円→1,420円（引下額2,090円） 超高速船 現行6,680円→3,020円（引下額3,660円）</p> <p>【島後～島前間】 フェリー（2等） 現行1,600円→720円（引下額880円） 超高速船 現行3,050円→1,970円（引下額1,080円）</p> <p>【島前3島間（西ノ島～海士）】 フェリー（2等） 現行410円→300円（引下額110円） 超高速船 現行410円→300円（引下額110円）</p> <p>※往復券購入時は、復路10%割引（従来から隠岐汽船により往復割引が実施されており、この料金体系を維持するため、往復でJ R運賃並となるよう調整）</p>	<p>【隠岐～出雲路線】 現行10,000円（離島住民割引運賃） →5,600円 （引下額4,400円）</p>	23
対象者	航路	航空路													
対象路線	住民（特定有人国境離島地域居住者）及びこれに準ずると町村長が認める者	住民（特定有人国境離島地域居住者）													
引下げ限度額	隠岐航路（フェリー及び超高速船） J R運賃並（超高速船は特急指定席運賃並）	隠岐～出雲路線 新幹線運賃並													
引下げ後運賃	<p>【本土～隠岐間】 フェリー（2等） 現行3,510円→1,420円（引下額2,090円） 超高速船 現行6,680円→3,020円（引下額3,660円）</p> <p>【島後～島前間】 フェリー（2等） 現行1,600円→720円（引下額880円） 超高速船 現行3,050円→1,970円（引下額1,080円）</p> <p>【島前3島間（西ノ島～海士）】 フェリー（2等） 現行410円→300円（引下額110円） 超高速船 現行410円→300円（引下額110円）</p> <p>※往復券購入時は、復路10%割引（従来から隠岐汽船により往復割引が実施されており、この料金体系を維持するため、往復でJ R運賃並となるよう調整）</p>	<p>【隠岐～出雲路線】 現行10,000円（離島住民割引運賃） →5,600円 （引下額4,400円）</p>													

No	修正項目	修正後の記載	該当頁
6	<p>隠岐の島町の「島の香り隠岐藻塩米」に関する説明</p>	<p>第4章 地域社会の維持に関する施策 3 雇用機会の拡充等 3.1 農林水産業の再生 (1) 現状と課題 (農業) ウ 水稲 ・ 隠岐の島町の「島の香り隠岐藻塩米」(以下「藻塩米」という。)は、海藻(アラメ)を使った藻塩の水溶液を稲に散布する独特な栽培方法で、地域の特色ある米として、島内外の消費者・米取扱業者から評価を得ている。</p>	28
7	<p>特定地域づくり事業に関する記載</p>	<p>第4章 地域社会の維持に関する施策 3 雇用機会の拡充等 3.2 民間事業者等の創業、事業拡大等の促進、定住人口等の拡大 (1) 現状と課題 (定住人口、交流人口の拡大をめぐる動き) ・ その他にも、地域全体の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出する「特定地域づくり事業」への取組が進みつつあり、既に、海士町及び知夫村においては、農業、漁業、宿泊業等への派遣事業を開始している。また、西ノ島町及び隠岐の島町でも、令和4年度からの特定地域づくり事業の開始に向けた検討が進んでいる。この取組により、地域の担い手確保を図っていくことが期待される。</p>	40
8	<p>特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を活用する金融機関に関する説明</p>	<p>第4章 地域社会の維持に関する施策 3 雇用機会の拡充等 3.2 民間事業者等の創業、事業拡大等の促進、定住人口等の拡大 (2) 講ずる措置の基本的な内容 (特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を活用する金融機関) ・ 隠岐諸島における雇用拡充に資する、創業・事業拡大等を行う事業者に対して、国が利子補給を行う制度「特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金」を活用して融資を行う金融機関は次のとおりである。 山陰合同銀行 島根銀行 島根県農業協同組合</p>	43

No	修正項目	修正後の記載	該当頁
9	DMOに関する説明	<p>第4章 地域社会の維持に関する施策 3 雇用機会の拡充等 3.3 滞在型観光の促進 (1) 現状と課題 (滞在型観光の推進体制等の現状と課題) ・ 今後、隠岐観光協会と(一社)隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会が合併し、地域連携DMOに登録することが予定されており、広域組織のダブり・モレの解消やジオパークの資源をこれまで以上に観光に活用することが期待されている。</p> <p>※DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。</p>	50

3. 策定スケジュール

○ 3月中

- ・ 隠岐4町村の町村長に対する意見聴取（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第10条第3項）
- ・ 策定
- ・ 公表（HP掲載）（同法第10条第6項）
- ・ 内閣総理大臣へ提出（同法第10条第6項）

令和4年度末に期限を迎える離島振興法について

1. 法律の概要

- S28年に議員立法により成立（10年の時限立法）
- その後、10年ごとに改正・延長が行われ、現行の「離島振興法の一部を改正する法律」は、H24年6月可決、成立
- 法律に基づき、国は、「離島振興基本方針」を策定し、方針に基づき、都道県は「離島振興計画」を策定

法に基づく施策により、社会基盤の整備や産業の振興、移住・定住施策等が実施され、本土との格差是正や地域の振興が図られてきた。

2. 法の延長・拡充に向けた状況

(1) 県の活動

- ①重点要望（R3年6月、11月）
- ②中国地方知事会「国の施策に関する提案書」（R3年8月）
- ③離島振興法改正・延長実現に関する特別要望書（R3年11月）
（離島関係4団体合同）

(2) 国等の動き

- 自由民主党離島振興特別委員会
 1月～ 関係省庁から、政策課題に関するヒアリング
 2月～ 「新しい離島振興の基本方針（大綱）」をとりまとめ

3. 今後の主な流れ

時期	国	県
R4年6月	改正離島振興法成立	
8月		第1回離島総合振興会議 ・離島振興計画（骨子案）協議
9月	離島振興基本方針骨子（案）	県議会へ骨子案報告
11月		第2回離島総合振興会議 ・離島振興計画（素案）協議
12月		県議会へ素案報告
R5年1月	離島振興基本方針（案）	パブリックコメント
2月		県議会へ案報告
3月	離島振興基本方針告示	国へ計画案提出・計画策定
4月	改正離島振興法施行	

※国のスケジュールは、前回（H24）ベースを想定

生活交通ネットワーク総合支援事業の見直しについて

1. 見直し案の概要

地域の実情に合った効率的な運行形態への転換を促すため、生活交通ネットワーク総合支援事業の見直しを行う。

(1) 地域間準幹線系統確保維持費補助金（従来の広域バス補助）・・・11路線、24系統

【新制度案】

- ・複数市町村に跨がる系統のうち、輸送量が少ないため、幹線（国庫補助）の対象とならない系統（ただし、1日輸送量1人以上の系統に限る）の運行欠損額に対し、運行費用の7割を補助対象額の上限として助成（補助率：県1/2、市町村1/2）

(2) 生活交通確保対策交付金・・・266路線、550系統

【新制度案】

- ・幹線及び広域の補助対象以外の系統を対象とし、市町村が負担する運行欠損額に対し、運行費用の8割を補助対象額の上限として助成（補助率：県1/3）
運行欠損額の算出にあたっては、キロあたり運行単価上限として東中国ブロック単価を設定
- ・収支率が5%未満の系統については、県内のモデル事例を参考に、地域生活交通再構築実証事業を活用するなどして見直しを支援
- ・路線バス・デマンド交通の運行を見直し、その代替として実施する「タクシー利用助成（乗用）」を対象に追加（補助率：県1/2）

〔補助要件〕

下記のすべての要件を満たすタクシー利用助成に対し、市町村が負担する額の1/2を助成（1市町村あたりの補助額上限：5百万円）

1. 過去に路線バス又はデマンド交通により乗合旅客の運送を行っていた地域であること
なお、運行本数の見直し（例：昼間の便を削減）により、行政コストの縮減が見込まれる場合は、路線バスとの併存も可能
2. 廃止等を行う公共交通との比較を行い、タクシー利用助成の導入により行政コストの抑制が見込まれること
3. 地域交通計画を策定済の市町村であること
4. 利用者負担が発生すること

- ・制度見直しにより捻出した財源を活用し、予算の上限(154,350千円)を引き上げる

2. 新制度の適用時期

令和4年10月（県予算は令和5年度から反映）

県内の生活交通の状況

	幹線系統補助 18路線、20系統	広域補助（準幹線系統補助） 11路線、24系統	生活交通確保対策交付金 266路線、550系統	
交付対象	乗合バス事業者	乗合バス事業者	市町村	
補助率	国1/2、県1/2	県1/2、市町村1/2	県1/3 (再構築実証系統 県1/2)	
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村に跨がる系統 ・1日輸送量15人以上 ・1日運行回数3回以上 ・運行費用の45%が補助対象上限 	(見直し後) <ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村に跨がる系統 ・1日輸送量1人以上 ・運行費用の70%が補助対象上限 	(見直し後) <ul style="list-style-type: none"> ・有償で運行する系統 ・運行費用の80%が補助対象上限 	
キロあたり運行上限単価	国：山陰単価 R2 247.33円 県：東中国単価 R2 289.38円	東中国単価 R2 289.38円	東中国単価 R2 289.38円	
① 1日輸送量/系統	26.5人	1.8人	—	
② 年間輸送人員/系統	80,234人	7,289人	3,876人	
③ キロあたり運行費用/系統	259円	224円	357円	
④ 収支率/系統	65.0%	29.2%	20.2%	
〔参考〕 県予算額	R3当初	120,616千円	64,192千円	181,628千円
	R5予算見込	現状維持	減額	増額

*①～④はR2年度実績値

デマンド交通とタクシー利用助成の比較（試算）

1. 吉賀町 大野原・木部谷地域

見直し前	デマンド交通 R元実績 大野原・木部谷地域から柿木地域へ運行	見直し後	タクシー利用助成 R2実績 大野原・木部谷地域から吉賀町内全体への移動が対象
	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車料金 <u>300円</u> ・年間運行回数 69回 (年間輸送人員 81人) ・運行費用 1,021,000円 ・運行収益 27,000円* ・収支率 2.6% ・行政負担額 <u>994,000円</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・助成上限 ~R2.9 月7,500円 (1,500円×5枚) R2.10~月8,000円 (1,000円×8枚) ・平均個人負担額 <u>476円</u> ・年間のべ利用回数 235回 (実人数 15人) ・利用総運賃 766,520円 ・個人負担総額 111,930円 ・運賃負担率 14.6% ・行政助成額 <u>654,590円</u>

*運行収益は同一事業者間で系統間按分調整を行っている

2. 美郷町 明塚地域

見直し前	デマンド交通 R元実績 明塚地域から粕淵地域へ運行	見直し後	タクシー利用助成 R2実績 明塚地域から粕淵地域への移動が対象
	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車料金 <u>400円</u> ・年間運行回数 191回 (年間輸送人員 255人) ・運行費用 2,781,000円 ・運行収益 102,000円 ・収支率 3.7% ・行政負担額 <u>2,679,000円</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・助成上限 月8回 (片道で1回) ・乗車個人負担 <u>400円 (固定)</u> ・年間のべ利用回数 192回 (実人数 5人) ・利用総運賃 406,560円 ・個人負担総額 76,800円 ・運賃負担率 18.9% ・行政助成額 <u>329,760円</u>

【参考資料3】

令和2年度「生活交通確保対策交付金」対象のうち収支率5%未満の系統一覧

市町村名	旧59市町村 単位	路線名	運行形態の別	運行主体	道路運送法 の種別	走行距離 (km)	輸送人員 (人)	運行収入 (千円)	運行費用 (千円)	欠損額 (千円)	交付金額 (千円) ^{*2}	収支率
浜田市	浜田市	三階・長見	区域	(有)Fromハート	一般乗合	4,562	221	66	3,329	3,263	321	2.0%
	金城町	芸北千代田線	定時定路線	(有)総合企画コーポレーション	一般乗合	5,040	27	43	1,176	1,133	71	3.7%
		美又	区域	(有)Fromハート	一般乗合	2,496	169	50	1,108	1,058	56	4.5%
		久佐	区域	(有)Fromハート	一般乗合	2,305	144	43	1,020	977	98	4.2%
	旭町	木田線	定時定路線	(有)Fromハート	市町村有償	1,836	5	1	177	176	4	0.6%
		坂本・都川	区域	(有)Fromハート	一般乗合	315	14	4	134	130	65	3.0% ^{*1}
	弥栄村	安城・杵束	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,416	68	20	541	521	35	3.7%
		田野原・的野1	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,003	54	16	385	369	37	4.2%
		田野原・的野2	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,153	56	16	440	424	42	3.6%
	三隅町	黒沢矢原線3	定時定路線	(株)大新東	市町村有償	5,527	134	19	920	901	90	2.1%
		黒沢矢原線4	定時定路線	(株)大新東	市町村有償	980	36	5	163	158	16	3.1%
出雲市	出雲市	平成温泉線	定時定路線	(有)スサノオ観光	一般乗合	3,312	50	8	756	748	40	1.1%
	平田市	塩津線	定時定路線	(一財)出雲市都市公社	市町村有償	52,656	5,407	515	12,035	11,520	618	4.3%
		鹿園寺線	定時定路線	(一財)出雲市都市公社	市町村有償	14,665	2,145	156	3,352	3,196	171	4.7%
	大社町	うさぎ線	定時定路線	(有)出雲観光タクシー	一般乗合	3,495	30	11	845	834	38	1.3%
	佐田町	大呂線	定時定路線 一部路線不定期	(有)スサノオ観光	一般乗合	2,877	309	61	1,528	1,467	69	4.0%
		朝原線	路線不定期	(有)スサノオ観光	一般乗合	172	32	4	136	132	7	2.9%
原田線		路線不定期	(有)スサノオ観光	一般乗合	960	135	27	658	631	26	4.1%	

市町村名	旧59市町村 単位	路線名	運行形態の別	運行主体	道路運送法 の種別	走行距離 (km)	輸送人員 (人)	運行収入 (千円)	運行費用 (千円)	欠損額 (千円)	交付金額 (千円) _{*2}	収支率
益田市	益田市	有田・河内線	定時定路線	日本交通(株)	一般乗合	3,741	286	29	2,656	2,627	251	1.1%
		松原・河成・虫追	区域	益田タクシー(株)	一般乗合	306	236	18	492	474	46	3.7%
		栃山・岩倉線	路線不定期	益田タクシー(株)	一般乗合	2,599	211	31	1,254	1,223	117	2.5%
		滑線	定時定路線	日本交通(株)	一般乗合	980	139	14	1,078	1,064	103	1.3%
		千振・種	区域	益田タクシー(株)	一般乗合	111	40	4	175	171	17	2.3%
		桂ヶ平・黒周	区域	第一交通(株)	一般乗合	6,763	301	54	4,309	4,255	407	1.3%
		羽原・中垣内線	定時定路線	石見交通(株)	市町村有償	5,940	995	78	1,846	1,768	145	4.2%
		二条・後溢線	定時定路線	石見交通(株)	市町村有償	25,988	573	107	9,651	9,544	769	1.1%
		山折・乙子線	定時定路線	石見交通(株)	市町村有償	9,352	40	135	2,906	2,771	220	4.6%
		金山・宇治・津田線	定時定路線	石見交通(株)	市町村有償	15,743	1,802	202	4,894	4,692	377	4.1%
	美都町	三谷・久原	区域	第一交通(株)	一般乗合	85	14	3	106	103	10	2.8%
益田市	匹見町	石谷線	路線不定期	中田自動車整備センター	市町村有償	10,364	201	56	7,031	6,975	579	0.8%
		道川線	路線不定期	中田自動車整備センター	市町村有償	3,394	28	7	2,326	2,319	227	0.3%
大田市	温泉津町	温泉津線	定時定路線	大田市	市町村有償	1,355	39	4	155	151	19	2.6%
		井田線1	定時定路線	大田市	市町村有償	3,340	0	0	381	381	50	0.0%
		井田線2	定時定路線	大田市	市町村有償	12,824	2,516	47	1,463	1,416	184	3.2%
		井田線3	定時定路線	大田市	市町村有償	13,777	24	0	1,571	1,571	204	0.0%
		井田線4	定時定路線	大田市	市町村有償	413	2	0	47	47	6	0.0%
		井田線5	定時定路線	大田市	市町村有償	5,499	774	15	627	612	80	2.4%
安来市	広瀬町	広瀬・奥田原線	定時定路線	大新東(株)	市町村有償	17,766	908	122	3,666	3,544	371	3.3%
		広瀬・西比田線	定時定路線	大新東(株)	市町村有償	28,974	1,979	266	5,978	5,712	168	4.4%
		西比田線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	5,575	8	4	943	939	29	0.4%
		西比田線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	9,436	20	10	1,595	1,585	51	0.6%
	伯太町	草野・安来線	定時定路線	大新東(株)	市町村有償	17,159	565	76	3,540	3,464	321	2.1%
		福富・米子線	定時定路線	大新東(株)	市町村有償	7,242	513	69	1,494	1,425	147	4.6%

市町村名	旧59市町村 単位	路線名	運行形態の別	運行主体	道路運送法 の種別	走行距離 (km)	輸送人員 (人)	運行収入 (千円)	運行費用 (千円)	欠損額 (千円)	交付金額 (千円) _{*2}	収支率
江津市	江津市	生活路線代替線 (井沢峠跡市)	定時定路線	江津市	市町村有償	4,645	330	62	2,028	1,967	187	3.0%
	桜江町	鹿賀線	定時定路線	江津市	市町村有償	7,070	95	36	2,369	2,333	148	1.5%
		三田地線	定時定路線	江津市	市町村有償	564	27	5	189	184	21	2.9%
		長戸路線	定時定路線	江津市	市町村有償	1,517	5	1	508	507	58	0.2%
		谷線	定時定路線	江津市	市町村有償	941	49	10	315	305	35	3.1%
		下の原線	定時定路線	江津市	市町村有償	538	20	4	180	176	20	2.2%
雲南市	大東町	阿用・久野線 1	定時定路線	雲南市	市町村有償	9,051	1,130	26	1,788	1,762	246	1.5%
		阿用・久野線 2	定時定路線	雲南市	市町村有償	7,272	490	11	1,436	1,425	123	0.8%
		阿用・久野線 3	定時定路線	雲南市	市町村有償	9,341	252	6	1,845	1,839	257	0.3%
		阿用・久野線 4	定時定路線	雲南市	市町村有償	5,373	137	3	1,061	1,058	148	0.3%
		阿用・久野線 5	定時定路線	雲南市	市町村有償	566	49	1	112	111	15	0.9%
		阿用・久野線 6	定時定路線	雲南市	市町村有償	1,123	27	1	222	221	31	0.5%
	木次町	北原線 7	定時定路線	雲南市	市町村有償	18,752	645	59	3,783	3,724	506	1.6%
		北原線 9	定時定路線	雲南市	市町村有償	15,424	1,672	153	3,111	2,958	413	4.9%
		北原線 1 3	定時定路線	雲南市	市町村有償	16,688	903	82	3,366	3,284	457	2.4%
		北原線 1 4	定時定路線	雲南市	市町村有償	2,094	111	10	422	412	58	2.4%
		北原線 1 5	定時定路線	雲南市	市町村有償	2,036	114	10	411	401	56	2.4%
		北原線 1 6	定時定路線	雲南市	市町村有償	17,074	1,749	160	3,444	3,284	458	4.6%
	木次・ 三刀屋	北原線 1 7	定時定路線	雲南市	市町村有償	17,568	1,517	139	3,544	3,405	475	3.9%
		木次三刀屋線 9	定時定路線	雲南市	市町村有償	1,562	47	4	315	311	43	1.3%
		木次三刀屋線 1 0	定時定路線	雲南市	市町村有償	1,610	110	10	325	315	44	3.1%
		木次三刀屋線 1 1	定時定路線	雲南市	市町村有償	1,183	30	3	239	236	33	1.3%

市町村名	旧59市町村 単位	路線名	運行形態の別	運行主体	道路運送法 の種別	走行距離 (km)	輸送人員 (人)	運行収入 (千円)	運行費用 (千円)	欠損額 (千円)	交付金額 (千円) *2	収支率
奥出雲町	仁多町	佐白線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	5,796	28	14	980	966	133	1.4%
		西比田線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	5,575	8	4	943	939	92	0.4%
		西比田線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	9,436	20	10	1,596	1,586	153	0.6%
	仁多・横田	馬木線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	4,235	8	4	716	712	99	0.6%
		馬木線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	4,959	80	40	839	799	107	4.8%
	横田町	鳥上線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	8,247	128	64	1,395	1,331	160	4.6%
		八川線	定時定路線	奥出雲交通	一般乗合	9,796	116	58	1,657	1,599	214	3.5%
飯南町	頓原町	佐田線	定時定路線	飯南町	市町村有償	59,141	1,572	235	12,928	12,693	2,009	1.8%
		頓原	区域	とんばら総合開発	一般乗合	13,291	1,237	258	6,675	6,417	3,209	3.9%*1
		志々	区域	とんばら総合開発	一般乗合	23,186	1,492	249	6,680	6,431	3,216	3.7%*1
	赤来町	赤名畑田線	定時定路線	飯南町	市町村有償	2,290	125	18	500	482	73	3.6%
		来島	区域	赤来交通	一般乗合	11,639	1,947	273	10,330	10,057	5,029	2.6%*1
		赤名	区域	赤来交通	一般乗合	4,775	330	185	7,948	7,763	3,882	2.3%*1
川本町	川本町	三原	区域	邑智自動車(有)	一般乗合	7,391	491	147	3,767	3,620	597	3.9%
		東部	区域	邑智自動車(有)	一般乗合	1,657	116	35	1,783	1,748	285	2.0%
美郷町	邑智町	信喜	区域	駅チオンタクシー(有)	一般乗合	3,402	502	201	6,320	6,119	544	3.2%
		乙原	区域	駅チオンタクシー(有)	一般乗合	1,274	203	81	2,367	2,286	395	3.4%
		明塚	区域	駅チオンタクシー(有)	一般乗合	1,254	109	44	1,105	1,061	183	3.9%
	大和村	布施デマンド	区域	大和観光(株)	一般乗合	671	20	8	800	792	396	1.0%*1
		布施線	定時定路線	大和観光(株)	一般乗合	27,565	3,342	160	6,073	5,913	2,956	2.6%*1
		布施線	定時定路線	大和観光(株)	一般乗合	3,095	9	3	1,808	1,805	165	0.1%

市町村名	旧59市町村 単位	路線名	運行形態の別	運行主体	道路運送法 の種別	走行距離 (km)	輸送人員 (人)	運行収入 (千円)	運行費用 (千円)	欠損額 (千円)	交付金額 (千円) ^{*2}	収支率
邑南町	羽須美村	宇都井口羽線	定時定路線	邑南町	市町村有償	16,711	79	12	6,737	6,725	1,086	0.2%
		引城	区域	邑南町	市町村有償	189	44	10	2,127	2,117	342	0.5%
		江平上ヶ畑	区域	邑南町	市町村有償	3	2	0	70	70	11	0.0%
	羽須美・瑞穂 ・石見	口羽矢上線	定時定路線	邑南町	市町村有償	36,849	1,841	233	9,687	9,454	1,440	2.4%
	瑞穂町	瑞穂インター線	定時定路線	邑南町	市町村有償	5,278	134	20	1,073	1,053	162	1.9%
		町営ふくし号 高原線	定時定路線	邑南町	市町村有償	6,870	151	24	1,326	1,302	210	1.8%
津和野町	津和野町	沼原	区域	(株)フォーブル	一般乗合	8,918	189	37	4,702	4,665	2,333	0.8% ^{*1}
		吹野中曽野線	定時定路線	タチバナサイクル	市町村有償	18,402	464	85	4,201	4,116	653	2.0%
		長福中山線	路線不定期	タチバナサイクル	市町村有償	297	14	3	68	65	11	4.4%
		野中線	定時定路線	エムティサービス社	市町村有償	19,413	875	160	4,139	3,979	646	3.9%
吉賀町	柿木村	椈谷	区域	有限会社柿木産業	一般乗合	10,032	411	112	3,561	3,449	526	3.1%
		大井谷・杉山・下須	区域	有限会社柿木産業	一般乗合	4,368	239	72	1,551	1,479	239	4.6%
	六日市町	六日市線	定時定路線	岩国市	一般乗合	10,278	14	68	2,245	2,177	105	3.0%
		六日市線	定時定路線	岩国市	一般乗合	30,284	1,723	202	6,615	6,413	260	3.1%
		六日市線	定時定路線	岩国市	一般乗合	10,829	71	72	2,365	2,293	111	3.0%
海士町	海士町	豊田線2	定時定路線	隠岐海士交通(株)	一般乗合	16,640	1,451	213	5,348	5,135	856	4.0%
西ノ島町	西ノ島町	西ノ島線1	定時定路線	大新東(株)	一般乗合	19,896	709	89	6,127	6,038	1,072	1.5%
隠岐の島町	都万村	都万診療所 循環線(蛸木)	定時定路線	(有)齋藤石油	市町村有償	2,406	50	13	706	693	108	1.8%
	都万村	都万診療所 循環線(歌木)	定時定路線	(有)齋藤石油	市町村有償	1,224	52	16	360	344	54	4.4%
	五箇村	長尾田線	路線不定期	(有)マスダ	一般乗合	174	21	2	64	62	10	3.1%
		五箇循環線	定時定路線	福祉タクシーさかえ	市町村有償	36,421	1,198	120	5,317	5,197	793	2.3%

*1 の交付金額は、県の地域生活交通再構築実証事業を経て本格運行に至った路線(本格運行開始後4年間に限り助成率1/2、財政力補正による割り落としの対象外)

*2 交付金額の実際の算出にあたっては、市町村単位で合計した数値に調整率を乗じて求めており、ここに示した数値は試算値である

参考

① 生活交通確保対策交付金 [R2決算額 182,892千円]

- (1) 事業趣旨 市町村が行うバス路線(デマンド交通を含む)、NPO等が行う公共交通空白地有償運送等に対し、市町村の財政規模に応じて、市町村に対して支援
- (2) 事業内容 運行経費の助成(基本助成率1/3、市町村への配分に係る財政力補正あり)

② 地域生活交通再構築実証事業補助金 [R2決算額 5,430千円]

- (1) 事業趣旨 「小さな拠点づくり」に向けて、輸送需要に応じた最適な交通手段による地域生活交通の再構築を図るため、実証事業等に取り組む市町村を支援
- (2) 事業内容 実行計画策定、運転免許取得、運転講習受講、車両購入、関連施設整備、実証運行等にかかる経費を支援(助成率2/3、補助対象経費の上限 8,000千円)